〇熊本市公害防止条例〔環境政策課・水保全課〕
昭和48年10月16日
条例第42号

目次
第1章　総則(第1条・第2条)
第2章　事業者の責務(第3条―第5条)
第3章　市の責務(第6条―第8条)
第4章　市民の責務(第9条)
第5章　規制(第10条―第18条)
第6章　雑則(第19条―第21条)
第7章　罰則(第22条―第24条)
附則

第1章　総則
(目的)
第1条　この条例は、市民の健康で文化的な生活を確保するうえにおいて公害の防止が極めて重要であることにかんがみ、法令又は熊本県生活環境の保全等に関する条例(昭和44年熊本県条例第23号。以下「県条例」という。)に特別の定めがあるもののほか、公害の防止に関し必要な事項を定めることにより、公害対策の総合的推進を図り、もって市民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とする。
(平14条例44・平14条例45・一部改正)
(定義)
第2条　この条例において「公害」とは、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。
2　この条例にいう「生活環境」には、人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含むものとする。
3　この条例において「規制基準」とは、事業活動その他の活動を行う者が遵守すべき公害の原因となる物質等の発生に係る許容限度であって、規則で定めるものをいう。
4　この条例において「工場等」とは、公害を発生し、又は発生するおそれのある工場及び事業場で規則で定めるものをいう。
(平14条例44・平14条例45・一部改正)
第2章　事業者の責務
(基本的責務)
第3条　事業者は、その事業活動に伴って生ずる公害を防止するため、自己の責任と負担において必要な措置を講じなければならない。
2　事業者は、市が実施する公害防止に関する施策に積極的に協力しなければならない。
3　事業者は、その所有又は管理に属する土地等について、清潔の保持その他公害防止上適正な管理を行うことにより、地域の生活環境の保全に資するよう努めなければならない。
4　事業者は、市長から公害の防止に関し必要な資料の提供を求められたときは、正当な理由なくしてこれを拒むようなことがあってはならない。
(平14条例44・平14条例45・一部改正)
(努力義務)
第4条　事業者は、法令、県条例又はこの条例に基づく規制基準に違反していない場合においても、そのことを理由として、公害の防止について努力することを怠ってはならない。
(平14条例44・一部改正)
(公害防止協定)
第5条　事業者は、市長が市民の健康を守り安全かつ快適な生活環境を保全するため必要があると認めて、公害の防止に関する協定の締結について協議を求めたときは、誠意をもってこれに応じなければならない。
2　事業者は、前項の協定が成立したときは、誠実にこれを遵守しなければならない。
(平14条例44・一部改正)
第3章　市の責務
(平14条例45・改称)
(基本的責務)
第6条　市は、市民の健康を守るとともに、安全かつ快適な生活環境を保全する責務を有することにかんがみ、あらゆる施策を通じて公害の防止に努めなければならない。
2　市は、公害の防止に関する知識の普及を図るとともに、公害の防止の意識を高めるように努めなければならない。
(平14条例45・一部改正)
(公表)

第7条　市は、公害の状況等をは握するため監視、測定及び調査等を行ったときは、その結果明らかになった公害の状況等を公表するものとする。
(平14条例44・平14条例45・一部改正)
(援助)
第8条　市は、事業者が公害の防止のために行う施設の整備等について、必要な資金のあっせん、技術上の助言その他必要な援助措置を講ずるように努めなければならない。
2　前項の措置を講ずるにあたって、市は小規模の事業者に対して特に配慮しなければならない。
(平14条例44・平14条例45・一部改正)
第4章　市民の責務
(基本的責務)
第9条　市民は、公害を発生させることがないよう努めなければならない。
2　市民は、その所有又は管理に属する土地その他について、清潔の保持その他公害防止上適正な管理を行うことにより、地域の生活環境の保全に資するよう努めなければならない。
3　市民は、市が実施する公害の防止及び生活環境の保全に関する施策に協力しなければならない。
(平14条例45・一部改正)
第5章　規制
(規制基準の遵守)
第10条　工場等を設置している者は、当該工場等から規制基準を超える物質等を排出し、又は発生させてはならない。
(平14条例45・一部改正)
(改善勧告)
第11条　市長は、工場等が規制基準を超えて、公害の原因となる物質等を排出し、若しくは発生させ、又は公害を発生するおそれがあると認めるときは、当該工場等を設置している者又は設置しようとする者に対し、期限を定めて当該工場等の建物及び施設の構造若しくは配置、公害防止の方法、作業の方法等について必要な改善その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
(平14条例45・一部改正)
(改善命令)
第12条　市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、その勧告に従わないときは、期限を定めてその勧告に従うよう命ずることができる。
(小規模の事業者に対する配慮)
第13条　市長は、小規模の事業者に対する前条の規定の適用にあたっては、その者の事業活動の遂行に著しい支障を生ずることのないよう特に配慮しなければならない。
(平14条例44・一部改正)
(事故時の措置)
第14条　事業者は、工場等における事故により、人の健康若しくは生活環境に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、直ちに、当該事故について応急の措置を講ずるとともに、市長に当該事故の状況を報告しなければならない。
2　前項の規定による報告をした者は、当該事故の発生の日から30日以内に、当該事故の再発の防止に関する計画を市長に提出しなければならない。
3　前項の規定による計画を提出した者は、当該計画に係る措置が完了したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。
(平14条例45・一部改正)
(屋外作業の制限)
第15条　工場等においては、作業の性質上やむを得ない場合を除き、屋外で騒音、振動又は粉じん等を発生させ、又は飛散させる作業をしてはならない。
(排出水の希釈)
第16条　事業者は、排出水の排出による水質の汚濁を防止するにあたっては、当該排出水を単に希釈する措置をとることをもって、水質の汚濁の防止の措置をとったものと解してはならない。
(平14条例44・一部改正)
(汚水、汚物等の処理)
第17条　何人も、その所有又は管理するものから生ずる汚水、汚物等の処理については、悪臭その他の公害が発生することのないよう努めなければならない。
(規制基準の定めがない公害の措置)
第18条　市長は、法令、県条例又はこの条例に規制基準の定めがない公害が発生し、人の健康又は生活環境に著しい影響を及ぼしていると認めるときは、当該公害を発生させている者に対し公害を防止するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
第6章　雑則
(立入検査等)
第19条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、工場等その他の場所に関係職員を立ち入らせて、帳簿書類、機械、設備その他の物件を検査させ、関係人に対し、必要な指示又は指導を行わせることができる。
2　前項の規定により立入検査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは

、これを提示しなければならない。
3　第1項の規定による立入検査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(平14条例44・平14条例45・一部改正)
(報告の徴収)
第20条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、公害を発生させ、又は発生させるおそれがある者に必要な報告をさせることができる。
(委任)
第21条　この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。
第7章　罰則
(罰則)
第22条　第12条の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。
第23条　次の各号の一に該当する者は、3万円以下の罰金に処する。
(1)　第19条第1項の規定による立入検査等を拒み、妨げ又は忌避した者
(2)　第20条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
(両罰規定)
第24条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、当該法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、当該法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。
附則
1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5章第12条、第13条、第15条及び第16条並びに第7章の規定は、公布の日から起算して6月をこえない範囲内において規則で定める日から施行する。
(昭和49年4月15日規則第21号で昭和49年4月15日から施行)
2　第10条から第13条まで、第15条及び第16条の規定は、この条例の施行の際現に工場等を設置している者(着工されている工場等を含む。)に対しては、この条例の施行の日から1年間は適用しない。
3　熊本市工場公害防止条例(昭和40年条例第38号)は、廃止する。
附則(平成14年9月24日条例第44号)
この条例は、公布の日から施行する。
附則(平成14年9月25日条例第45号)
この条例は、公布の日から施行する。